

令和8年司法試験の施行

司法試験法（昭和24年法律第140号）第7条の規定に基づき、令和8年司法試験の施行について、次のとおり公告する。

令和8年1月9日

司法試験委員会委員長 神作 裕之

1 受験資格 司法試験法第4条の要件を満たす者

2 期日及び科目

- (1) 令和8年7月15日（水） 論文式試験 選択科目及び公法系科目
- (2) 令和8年7月16日（木） 論文式試験 民事系科目
- (3) 令和8年7月18日（土） 論文式試験 刑事系科目
- (4) 令和8年7月19日（日） 短答式試験 民法、憲法及び刑法

3 試験地 原則47都道府県

※ 各試験地における試験会場については、令和8年4月ないし5月頃、官報に公告する予定。

4 出願手続等

(1) 電子出願の場合

ア 出願期間 令和8年3月9日（月）から同年4月2日（木）まで

イ 出願申請 受験を希望する者は、指定された方法により、出願申請を行った上、受験手数料として31,000円を納付すること。

また、受験特別措置を希望する者は、指定された方法により、司法試験身体障害者等受験特別措置申出書及び障害や傷病の程度を証明する書類等を提出すること。

ウ 詳細は、法務省ホームページ等（5(2)記載のとおり。）を確認すること。

(2) 郵送出願の場合

ア 出願期間 令和8年3月19日（木）から同年4月2日（木）まで

なお、令和8年4月2日（木）までの消印があるものに限り受け付ける。

イ 受験願書の交付 受験願書は、交付を希望する者に対して、令和8年3月9日（月）から郵送で交付する。

交付を希望する者は、表に赤字で「司法試験受験願書請求」と記載した適宜の封筒に、返信用封筒（角形2号に270円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号、送付先住所、氏名及び電話番号を明記したもの。）を封入して、司法試験委員会（所在は5(1)記載のとおり。）宛て請求すること。

ウ 受験願書の提出 提出方法は、書留郵便によるものとする。

受験を希望する者は、受験願書に必要事項を記入の上、カラー写真（出願前6月以内に撮影した、正面、上半身、無帽、無背景の縦45mm、横35mmのもの。）、受験手数料として32,000円分の収入印紙（4枚以内）を所定の箇所に貼り、出願期間内に司法試験委員会（所在は5(1)記載のとおり。）宛て提出すること。

また、受験特別措置を希望する者は、司法試験身体障害者等受験特別措置申出書及び障害や傷病の程度を証明する書類等を添付すること。

エ 詳細は、法務省ホームページ等（5(2)記載のとおり。）を確認すること。

5 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、司法試験委員会（〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省内 電話03(3580)4111(代)）に行うこと。

(2) 詳細については、法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/>）及び別途作成される受験案内等を参照のこと。

(3) 行政機関の休日に関する法律第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務は行わない。